

○ 大泉町議会議員の政治倫理に関する条例（説明付き）

平成24年12月19日

大泉町条例第26号

（目的）

第1条 この条例は、大泉町議会基本条例（平成24年大泉町条例第25号）第6条第2項の規定に基づき、大泉町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

説 明

議会基本条例の制定に伴い、議員の政治倫理を確立し、町民に信頼される町政の発展に寄与することを目的とした旨を規定しています。

（議員の責務）

第2条 議員は、町民の代表者として、町政に関わる自らの役割と責任を自覚し、その使命達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、誠実な態度で疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

説 明

1 議員は、町民の代表者として、役割と責任を自覚し使命達成に努めることを規定しています。

2 政治倫理に反する疑惑を持たれたときは、議員自ら誠実な態度で疑惑を解明し、その責任を明らかにする旨を規定しています。

（政治倫理基準の遵守）

第3条 議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

(1) 町民の代表者として、その品位又は名誉を損なう行為を禁止し、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 町（町の出資法人等（町が資本金その他これに準じるものの2分の1以上を出資し、又は町と密接な関係があると認められる法人をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のためにその地位を利用して有利又は不利な取り計らいをしないこと。

(3) 町の職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影

響力を行使するよう働きかけないこと。

- (4) 町の職員の採用、人事異動、昇格等に関し、推薦、紹介等その地位を利用した影響力を行使しないこと。
- (5) 議員は、町から補助を受けている団体の役員に就任しているときは、その地位を利用しないこと。

説 明

公職にある者に適用される法律（公職選挙法、政治資金規正法、あっせん利得等に関する法律等）のほかに、1号～5号までの政治倫理の基準を設け、それを遵守する旨を規定しています。

（町に対する請負に関する遵守事項）

- 第4条 議員の配偶者及び1親等の親族は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町に対する請負（同条に規定する請負をいう。ただし、各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2に定める額を超えない請負を除く。以下同じ。）を辞退するよう努めなければならない。
- 2 前項の規定は、議員が実質的に経営に関与する企業（町の出資法人等は除く。）について準用する。

説 明

議員及び配偶者及び1親等の親族（親・子）は、地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）の規定を尊重し、町との請負契約等を辞退することに努め、議員が実質的経営に係わる企業についても準用する旨を規定しています。

【令和5年12月条例改正】

令和4年の地方自治法の改正により、「請負」の定義の明確化（※）

・請負の定義規定

「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通公共団体が対価の支払をすべきもの」

・議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（300万円）の範囲で、個人による地方公共団体に対する請負が可能。

（調査の請求）

- 第5条 町民及び議員は、次に掲げる事由に該当するときは、町民にあっては法第74条第5項に規定する選挙権を有する者の50分の1以上の者の連署、議員にあっては

ては2人以上の者の連署をもって、これを証する資料を添付した調査請求書を提出して、議長に調査の請求（以下「調査請求」という。）をすることができる。

- (1) 政治倫理基準に違反する疑いがあるとき。
- (2) 前条に規定する町に対する請負に関する遵守事項に違反する疑いがあるとき。

説 明

政治倫理基準等に違反の疑いがある場合の調査の請求方法を規定したもので、町民にあっては、選挙人名簿に登録されている者のうち50分の1以上の連署（条例制定（改廃）に必要な数と同等とする）、議員にあっては2人以上（懲罰動議の提案数、定数の8分の1を参考とした）の連署をして、議長に請求できる旨を規定しています。

（調査会の設置）

第6条 調査請求に対する調査を行うため、大泉町議会議員政治倫理調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

- 2 調査会は、委員6人をもって組織する。
- 3 調査会の委員は、必要の都度、議員のうちから議長が指名する。
- 4 調査会の委員は、第15条第3項の規定による議会の審議が終了するまでの間、在任するものとする。
- 5 調査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

説 明

第5条の規定による請求によって設置する「調査会」について規定しています。

調査会の委員の数は6人で、議長が議員のうちから指名し、任期は第15条第3項で規定する議会の審議が終了するまでとし、守秘義務を規定しています。

（調査会長及び副調査会長）

第7条 調査会に調査会長及び副調査会長1人を置く。

- 2 調査会長及び副調査会長は、調査会において互選する。
- 3 調査会長及び副調査会長の任期は、委員の任期による。
- 4 調査会長は、調査会の議事を整理し、秩序を保持する。
- 5 調査会長に事故があるとき又は調査会長が欠けたときは、副調査会長が調査会長の職務を行う。

説 明

調査会に会長及び副会長を置くことやその選任方法について規定しています。
また、会長及び副会長の任期や職務の内容について規定しています。

(招集)

第 8 条 調査会は、調査会長が招集する。

説 明

調査会の招集について規定しています。

(定足数)

第 9 条 調査会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第 11 条の規定による除斥のために半数に達しないときは、この限りでない。

説 明

調査会は委員定数の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできないことを規定しています。ただし書きは、第 11 条の規定による除斥の場合は、出席者が半数を欠くことになっても会議を開くことができるとする例外を規定しています。

しかし、会議体では多数決原理を働かせるために最低 3 人以上の出席が必要とされていることから、運用時には注意が必要となります。

(表決)

第 10 条 調査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、調査会長の決するところによる。

2 前項の場合においては、調査会長は、委員として議決に加わることはできない。

説 明

調査会は会議体ですから、表決（意思決定）するためには、多数決で決めることとなり、可否同数のときは調査会長が決することを規定しています。

（調査会長及び委員の除斥）

第 1 1 条 調査会長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、調査会の同意があったときは、会議に出席して、発言することができる。

説 明

調査会は公正な調査が求められることから、一身上に関し直接の利害のある事件については、調査に加われないとする規定です。除斥の対象となるのは本人、配偶者のみならず、2親等以内の血族となります。本条の規定は地方自治法第117条と同旨の規定を設けたもので、その運用も同条と同様となります。

（傍聴の取扱い）

第 1 2 条 調査会は、議員のほか、調査会長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 調査会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

説 明

調査会の傍聴の取り扱いについての規定となります。本条の規定は大泉町議会委員会条例第18条と同旨の規定を設けたもので、その運用も同条と同様となります。

（秘密会）

第 1 3 条 調査会は、出席委員の3分の2以上の同意により秘密会とすることができる。

2 調査会を秘密会とする調査会長又は委員の発議については、討論を用いずに調査会に諮って決める。

説 明

調査会は、その議決で秘密会とすることができる旨を定めています。本条の規定は大泉町議会委員会条例第19条と同様の規定となりますが、可決要件は過半数の賛成ではなく、自治法第115条第1項に規定する議会の会議（定例会・臨時会）と同様、特別多数議決としています。

（秩序保持に関する措置）

- 第 14 条 調査会において調査会の秩序を乱す委員があるときは、調査会長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。
- 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、調査会長は、当日の調査会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。
- 3 調査会長は、調査会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、調査会を閉じ、又は中止することができる。

説 明

調査会の秩序保持に関する規定となります。本条の規定は大泉町議会委員会条例第 20 条と同旨の規定を設けたもので、その運用も同条と同様となります。

本条では会議の諸原則を「委員会における委員会の秩序」と規定し、会議における当然の原則としてとらえ、自治法や会議規則については、あえて触れていません。

（調査会の調査等）

- 第 15 条 議長は、第 5 条の規定により調査請求が行われたときは、調査会に調査を求めなければならない。
- 2 調査会は、前項の規定により議長から調査を求められたときは、調査請求の適否、政治倫理基準に違反する行為又は町に対する請負に関する遵守事項に違反する行為の存否について調査を行わなければならない。
- 3 調査会は、前項の調査結果を議長に報告するとともに、議会に諮らなければならない。
- 4 調査会は、第 2 項の調査を行うため、当該議員その他の者に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。

説 明

議長は、第 5 条の規定（町民又は議員）から調査請求があったときは、第 6 条の規定による調査会に、調査を求めなければなりません。

調査会は調査が終了したときは、当該結果を議長に報告するとともに、調査結果を直近の議会に諮らなければなりません。

この場合、第 18 条第 2 項に規定する議長の措置に関しても、議長がとるべき措置についても併せて、報告することが望まれます。

（議員の協力義務）

第16条 議員は、調査会の要求があるときは、調査に必要な資料を提出し、又は調査会の会議に出席して説明をしなければならない。

説 明

議員は、調査会の求めに応じて、必要な資料を提出し、又は調査会の会議に出席して説明を行うなど、調査会の調査に協力しなければなりません。

万が一、議員が協力を拒否した場合は調査会が作成する報告書にその旨を記載することになります。

(弁明の機会の付与)

第17条 調査会は、調査の対象となった議員（以下「調査対象議員」という。）から請求があったときは、弁明の機会を与えなければならない。

説 明

調査会は、調査対象議員から請求があったときは、弁明の機会を与えなければなりません。

弁明の方法については、調査会の場において口頭によるものが一般的と考えられますが、文書によるものも可能と考えられます。いずれの方法によるかは、調査会において決定されることとなります。

(議長の措置)

第18条 議長は、第15条第3項の規定による議会の審議が終了したときは、その概要を公表しなければならない。次項に規定する勧告を行った場合も、同様とする。

2 議長は、第15条第3項の規定による議会の審議結果を受け、かつ、議員の政治倫理の確立を図るため必要があると認めたときは、次のいずれかの勧告を行うものとする。

- (1) 調査対象議員に対する議員辞職勧告
- (2) 調査対象議員に対する役職等の辞任勧告
- (3) その他町民の信頼を回復するために必要と認められる措置の勧告

説 明

議長は、調査結果について議会に審議終了後にその概要を公表し、議会の審議結果を受け、政治倫理の確立のため必要があると認めたときは、当該議員に対し、議員辞職の勧告、議会の役職の辞退、信頼回復のために必要な措置について勧告を行う旨を規定しています。

概要の公表の方法については、町の掲示場への掲示、議会広報紙及びホームページへの掲載が考えられます。

（勧告の尊重）

第 19 条 調査対象議員は、前条第 2 項の規定に基づく勧告を受けた場合は、当該勧告を尊重し、これに従うものとする。

説 明

勧告を受けた場合の対応を規定したものです。勧告は調査会の調査を経た後、議会での審議を受け、議長により行われるもので、重く受け止め当該勧告を尊重すべきことを規定すものです。

（委任）

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

説 明

この条例の施行について、必要な事項は議長が定める旨を規定しており、別に定めるものとして「大泉町議会議員の政治倫理に関する条例施行規程（令和 4 年大泉町議会規程第 1 号）」が定められています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 25 日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 21 日）

この条例は、公布の日から施行する。